

報第7号

令和3年度樫原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和3年度樫原市健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

令和4年9月2日報告

樫原市長 亀田 忠彦

令和 3 年度 檜原市健全化判断比率報告書

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 3 年度	— (△ 9 . 9 8)	— (△ 2 8 . 3 0)	3 . 0	3 8 . 3
早期健全化基準	1 2 . 0 7	1 7 . 0 7	2 5 . 0	3 5 0 . 0

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。

令和 3 年度 檜原市資金不足比率報告書

(単位：％)

	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業	— (△ 1 1 0 . 1 3)	2 0 . 0
下水道事業	— (△ 5 0 . 2 4)	2 0 . 0

※ 上水道事業及び下水道事業における資金不足比率の「－」は、資金不足額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。